

(設置)

第1条 本市の地域特性を踏まえた少子化対策の検討について、様々な知見を持つ専門家から意見を聴取するため、福山市少子化対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門家会議の委員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 少子化対策の方向性に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、少子化対策の方向性について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 専門家会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、第1条に規定する目的を達成する上で市長が特に必要と認める者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、所管事務が終了するまでの期間とする。

(会議)

第5条 専門家会議は、市長が招集する。

2 会議の議事整理は、座長が行う。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門家会議へ出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

4 専門家会議は、原則として公開とする。ただし、率直な意見交換が妨げられることを防ぐため及び未成熟な情報が確定した情報と誤解されることを避けるため、市長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(座長)

第6条 座長は、専門家会議の会務を処理し、専門家会議を代表する。

2 座長は委員の互選によって選任する。

(謝礼金等)

第7条 市は、委員に対し、謝礼金並びに交通費及び宿泊費等を支払う。

2 謝礼金の額は、1回従事した場合にあっては25,463円とする。ただし、委員への意見聴取方法がメールや電話のみの場合は、12,731円とする。

3 交通費及び宿泊費等の額は、福山市一般職の給与に関する条例（昭和41年条例第115号）別表第1の一般職給料表の6級以下の職務にある職員に支給する交通費及び宿泊費等の計算の例による。

4 特別の事情により、前3項の規定によることができない場合又は同項の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、別段の取扱いをすることがある。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画財政局企画政策部企画政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）10月1日から施行する。